

国立大学法人鳴門教育大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究環境の向上を図るための財源を確保することを目的として、本学が所有する施設のネーミングライツ・パートナーを下記のとおり募集します。

記

1 対象施設

別表の「ネーミングライツ対象施設一覧」に定めた施設等

2 募集の概要

契約期間は原則3年以上（更新可）

ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方税は別途）

3 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格を有しません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
- ⑥国税、地方税等を滞納している者
- ⑦前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

4. 愛称等の付与

- ①命名する愛称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

②大学施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題等の主義及び主張に係るもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・その他本学が愛称等として設定することが適当ではないと認めるもの

③愛称等並びに愛称等のサイン及びインフォメーションボード等（以下「サイン等」という。）は、本学で審議の上、最終決定しますので、愛称等及びサイン等の変更を求めることがあります。

④混乱を避けるため、契約期間中は、ネーミングライツ・パートナーからの愛称等の変更はできません。

5 その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。（※詳細な内容については、本学と事前協議が必要。）なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ①本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ②ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ③その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

6 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

①サイン等の設置、維持、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

②愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

③サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

7 募集期間

募集期間は随時受付とします。

受付は、郵送、E-mail もしくは持参とします。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

8 応募時の提出書類

- ①ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ②ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
 - ・登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
 - ・概要及び直近3年間の決算報告書
 - ・国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

9 選定方法

次の選定項目、要件、評価基準等を基に評価を行い、総合的に判断します。なお、選定結果は全ての応募者に通知します。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、評価基準等	判断
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか。 ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	愛称等	・学生および教職員に受入れられるか。 ・大学のイメージを損なうおそれがないか。	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど高評価とする。	金額
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

10 契約の締結

候補者を選定後、第1位となった候補者から協定内容等について協議を行います（協議の結果、サイン等の内容が変更される場合があります。）。協議内容について合意に至った場合、当該候補者と契約を締結します。

ただし、協議において合意の可能性がないものと大学が判断した場合は、協議を打ち切り、次点の候補者と協議を行います。上位候補者との合意が成立した場合は、下位候補者との協議は行いません。

11 ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、年度ごとに、本学が指定する預金口座へ、指定期日までに一括で納入してください。

1 2 契約の解除、リスクの責任分担

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに契約を解除できるとします。また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、事前に大学へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料は返還しません。これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

また、設置したサイン等により第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

1 3 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人鳴門教育大学総務部施設課施設総務係
〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地
TEL 088-687-6083
Email sisoumu@naruto-u.ac.jp

※ 申込がありましたら、メール等で連絡します。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いていないこともありますので、確認の連絡をお願いします。

別紙様式

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツ・パートナー申込書

国立大学法人鳴門教育大学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書に記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

施 設 名		
愛 称 等 案		
ネーミング ラ イ ツ 料	円（年額、税抜）	
契 約 期 間	●年●月●日から ●年●月●日	
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	
備 考		

(別表)

ネーミングライツ対象施設一覧

No.	施設等の名称	建築年	延床面積 (㎡)	備 考
1	講堂	1993	1,085	
2	体育館	1985	2,274	2020 年改修
3	大学会館	1984	1,840	
4	図書館	1987	3,138	
5	地域連携センター	1986	2,436	
6	総合学生支援棟	2013	1,834	
7	野球場	1986	11,500	
8	サッカー・ラグビー場	1986	11,800	
9	陸上競技場	1985	13,000	
10	多目的広場	1985	3,300	
11	テニスコート	1985	3,300	
12	共通研究E棟1階イノベーションcommons	1986	118	2023 年改修
13	共通研究E棟1階トレーニングルーム	1986	201	2023 年改修
14	共通講義B棟1階B101講義室	1985	345	2024 年改修
15	共通講義B棟1階B102講義室	1985	77	2024 年改修
16	本部棟1階ギャラリー	1985	77	2017 年開設